

平成 21 年 1 月 29 日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 徳 中 暉 久
 (コード番号：8729 東証第一部)

平成 21 年 3 月期 第 3 四半期連結決算速報のお知らせ

当社の親会社であるソニー株式会社は、本日、米国会計原則に基づく 2008（平成 20）年度第 3 四半期（平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）連結決算発表を行う予定ですが、その中で当社および当社グループを含むソニーグループの金融分野にかかる米国会計原則に基づく財務情報が開示される予定です。

当社および当社グループの日本会計基準に基づく決算手続きは未だ完了していませんが、当社株主をはじめ投資家の皆様に対して当社より適時・適切な情報開示を積極的に行うため、当社の平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）の連結決算速報を以下のとおり、お知らせいたします。

なお、当社の平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算発表は平成 21 年 2 月 12 日を予定しております。

記

1. 平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間 決算速報【連結】

(単位：億円)

	平成 20 年 3 月期第 3 四半期 (実績) (平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)	平成 21 年 3 月期第 3 四半期 (速報) (平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日)
経 常 収 益	6,061	6,366
経 常 利 益	378	329
純 利 益	227	205

(注) 経常収益、経常利益および純利益の各欄に記載の金額は、億円単位未満を切り捨てて表示しています。
 なお、上記の各数値は日本会計基準に基づくものです。

2. 連結業績変動の主たる要因（累計）

平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）の経常収益は、主に生命保険事業における保有契約高が堅調に推移し、保険料等収入が増加したことにより、前年同期比で増収となりました。また、損害保険事業において、自動車保険の新規契約獲得が好調だったこと、銀行事業において、業容拡大にともなう資金運用収益等が増加したことも、経常収益の増加に貢献しました。

経常利益は、株式相場の大幅な下落によって、主に生命保険事業の資産運用状況が悪化したことなどから、前年同期比で減益となりました。なお、金融市況の悪化にともなう運用利回り低下に対応して、危険準備金の一部を取り崩しております。また、損害保険事業において、自然災害等の影響もあり損害率が上昇したこと、および銀行事業において、業務粗利益は増加したもののシステム関連費用を中心とした営業経費が増加したことも、減益の要因となりました。

経常利益が減少したことにより、純利益も前年同期比で減少しました。純利益には、特別利益として、価格変動準備金の取り崩し額が含まれております。

平成 21 年 3 月期の連結業績予想については、現時点において平成 20 年 5 月 14 日に公表しました数値と変更ありません。

本決算速報に記載されている情報は、現時点で入手可能な情報を元に作成した速報値であり、確定値ではありません。平成 21 年 2 月 12 日に発表を予定しております平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）の決算数値は、様々な要因により、本速報値と大きく異なる可能性があります。

当社の連結業績(*)は、日本の会計基準に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国の会計原則とは異なります。

*当社の連結業績の範囲には、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニーバンク証券株式会社が含まれております。なお、当社の平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間の連結範囲には、これらに加えて持分法適用会社として新たにソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社が含まれております。

また、ソニー株式会社は平成 21 年 1 月 29 日に 2008（平成 20）年度第 3 四半期連結業績（平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）を発表する予定です。当社グループはソニーグループの金融分野における主要な部分を構成しておりますが、当社の連結範囲と、ソニー株式会社がソニーグループの金融分野として位置づける範囲は同一ではありません。なお、ソニーグループの金融分野として位置づけられる範囲については、ソニー株式会社が発表する 2008（平成 20）年度第 3 四半期の連結業績のお知らせをご覧ください。

以 上

（お問い合わせ先）

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR 部 此尾（このお）・藤原
電話 (03) 5785-1074

E-mail : press@sonyfh.co.jp

（ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ）

<http://www.sonyfh.co.jp/>

【参考資料】

■ 日本会計基準と米国会計基準の差異について

当社は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）に準拠して決算手続きを行っており、当社の親会社であるソニー㈱の準拠する米国会計原則とは、いくつかの点で異なっております。これらの相違のうち主なものは以下のとおりです。

(1) 新株予約権付社債（転換社債）の時価評価の取り扱いについて

日本会計基準では転換社債（以下「CB」という）の簿価と時価との差額（評価損益）は、その他有価証券評価差額金として貸借対照表（B/S）の純資産の部へ計上し、損益には影響しません。米国会計原則においては、時価の変動額を当期の費用・収益として損益計算書（P/L）へ計上します。

また、CBを転換して取得した株式の簿価についても、会計処理が異なります。日本では、CBの取得価額を株式の簿価として引き継ぎますが、米国会計原則では転換日の株式の市場価格を簿価とします。したがって簿価が異なることとなり、売却損益額や減損額に差異が生じます。

※当社グループの保有する株式の大部分はCBを転換して取得したものであります。

(2) 保険事業における責任準備金（保険契約債務）について

日本においては、保険業法により将来の保険金などの支払いに備えて、監督当局が定める積立方式および計算基礎率を用いて責任準備金を積み立てることが定められております。一方、米国会計原則においては、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値を保険契約債務として引当てることとしております。日米間においては、積み立て（引当て）の基準となる算定根拠が異なるため、当期損益において差異が生じます。

米国会計原則による保険契約債務は、将来の資産運用利回りなど保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により算定します。これらの見積・予測は定期的に見直されます。なお、株式相場の著しい変動などにより、期初に見積った資産運用利回りに重要な変化がある場合においても見直しを行います。保険契約債務には変額保険契約などにおける最低保証部分にかかる債務が含まれております。最低保証部分にかかる債務については、日米間で対象となる保険契約が異なります。

(3) 保険契約にかかる費用の計上方法について

生命保険事業および損害保険事業における新規保険契約の獲得費用は、日本では、すべて発生年度の費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって保険契約債務の算定と共通の計算基礎を用いて按分償却されます。変額保険等の保険契約に関する繰延処理については、見積粗利益に比例して償却されます。見積粗利益については、株式相場の著しい変動などにより、計算基礎となる前提条件に重要な変化が生じる場合においても見直しを行います。

なお、米国会計原則において繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査および調査費用等、新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち回収できると認められるものです。

(4) 危険準備金について

日本においては、保険業法により、将来の保険金支払いなどを確実にを行うため、将来発生することが見込まれるリスクに備え、危険準備金を積み立てることが義務づけられています。このリスクには、予定死亡率より実際の死亡率が高くなり、保険金等の支払いによって損失が発生するリスク（保険リスク）、資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できないリスク（予定利率リスク）、変額保険や変額年金保険などにおける死亡保険金額や年金額を最低保証するものについて実際の運用成果が保証額を下回るリスク（最低保証リスク）などがあります。危険準備金は、リスクごとに積立基準および積立限度が定められており、それぞれのリスク対応において取り崩すことができます。なお、危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表（B/S）に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておられません。

(5) 価格変動準備金について

日本においては、保険業法により、価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内株式、外国株式、邦貨建債券、外貨建債券、外貨建預金、外貨建貸付金など）について、価格変動準備金を積み立てることが義務づけられています。価格変動準備金は、資産ごとに積立基準および積立限度が定められており、資産の売買・評価換えなどによる損失が利益を上回る場合、その損失をてん補するために取り崩すことができます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておられません。